

第 3 章

分野別施策

第3章

分野別施策

1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

I 啓発・広報活動の推進

【事業推進の考え方】

障がい者福祉にかかわる啓発活動を幅広く展開していくことは、障がい者の完全参加と平等を実現していくうえで重要です。障がいのある人を含むすべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障がいのある人及び障がいについての正しい理解やノーマライゼーションの理念が、幅広く市民に浸透していくように、広報誌等を活用した日常的、継続的な啓発広報活動をいっそう充実する必要があります。

また、子どもの頃から生涯にわたって、学校や身近な地域などで、障がい福祉について学習できる機会や障がい者と気軽に交流できる機会の拡充が必要です。

【アンケート調査結果からの現状】

- 全体で約3割の人が日常生活の中で、障がいや障がいのある人について理解されていないと感じています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために必要なこととして、「障がいに対する市民の理解を深めるような啓発活動」の割合が全体で約3割と高くなっています。

【現状と課題】

○障がい者が安心して生活できるまちづくりを進めていくためには、市民の障がいに対する関心を高め、支えあいの意識を高めることが重要です。

○障がいのあるなしにかかわらず、互いの人権を尊重しあうまちづくりを推進していく必要があります。各種運動や活動の内容を見直し、市民が人権について考える機会を提供していくことが求められています。

○助けあい・支えあいの心を育てるためには、子どもの頃からの福祉教育の充実が必要です。

(1) 啓発・広報活動の充実



事業	内容
① 広報等を活用した啓発活動の充実	「市政のひろば」やホームページ、津島市社会福祉協議会の「社協だより」、西尾張CATVの番組、障がい者団体が発行する機関紙等の窓口への設置等、障がいや障がい者に関する理解と関心を高めるための、幅広い啓発活動を進めます。
② 障がい者週間の周知	12月3日から12月9日までの障がい者週間を中心に、障がい者と健常者の相互理解推進に努めます。
③ シンボルマーク等の普及	国際シンボルマーク、聴覚障がい者シンボルマーク、身体障害者補助犬法の普及を図ります。

(2) 福祉教育の推進



事業	内容
① 学校等での交流や体験学習の推進	障がいについて理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所(園)・幼稚園・小中学校等での取り組みを推進します。そのために、特別支援教育と連携し、交流や体験を活かした学習などを推進します。
② 地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	福祉施設の活動や行事に住民が参加し、障がいのある人とのふれあいや、施設の専門性を生かした講座の実施など、地域の福祉施設における様々な交流・体験学習の充実を図ります。これらの取り組みを、障がいのある人の参加や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。

Ⅱ 地域福祉活動の推進

【事業推進の考え方】

障がいのある人の抱える問題に対する理解を深めるためには、市民が各種のNPO・ボランティア活動に、気軽にかつ積極的に参加することが重要です。障がいのある人を取り巻く諸問題の解決に主体的に取り組むことができるよう、障がい者団体との日常的な情報提供や意見交換を行うなどの連携強化を図るとともに、支援を必要とする人とNPO・ボランティア団体を結ぶコーディネートなど、総合的な支援活動の充実が必要です。

【アンケート調査結果からの現状】

- ・障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために必要なこととして、療育手帳所持者で「地域に住む人が力を合せて、障がいのある人を支えていく体制づくりをすすめる」、「障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育てる」の割合が他の障がいに比べて高くなっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- ・市、社会福祉法人、NPOや各種機関のネットワーク化を図り、職員のスキルアップ、利用者の選択肢が広がるサービス提供体制が必要です。
- ・支援ボランティアの方々の協力を得ながら、利用者がメリハリのある生活を送ることができるよう、クラブ活動や外出等を行っています。
- ・団体が活動を続けていくためにも、正しい知識をもってボランティア活動ができる人材を育てる場を設けることが必要です。

【現状と課題】

- ボランティアやNPOの果たす役割はますます重要になってきており、行政や社会福祉協議会、ボランティアやNPOとの連携の強化が必要となってきています。
- 今後も様々な機会を活用し、ボランティア活動のきっかけづくりに努めていくことが重要です。
- 障がい者団体が今後も活動を続けていけるように、人材の育成・発掘に努めることが必要です。
- 地域福祉計画に基づき、地域活動を推進していくことが重要です。

(1) 人材育成の仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

事業	内容
①各種講座の開催	障がい者に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動者の拡大を図るため、各種講座を開催します。
②ボランティアに関する情報提供の充実	障がい者も健常者も、気軽にボランティア活動に参加することができるよう、活動に関する相談の充実を図るとともに、土曜・日曜日・夜間にボランティア活動ができる場所の確保について検討します。また、企業等による社会貢献活動において、障がい者にかかわる取り組みを一層促すために、企業ボランティア活動を促進します。

(2) 地域の助けあい活動の推進と協働 ● ● ● ● ● ● ● ●

事業	内容
①障がい者団体への支援の充実	障がい者の生活の質（QOL）の向上につながるサービスの担い手となる活動に対して、サービス内容の向上や安定したサービス供給のために、必要な支援に努めます。
②ネットワークづくりの推進	障がい者団体の活動を活発にするために、NPO・ボランティア団体とのネットワークづくりを推進します。
③NPO・ボランティアとの協働	障がい者のニーズに対応したNPOやボランティアが提供するインフォーマル（公的ではない）サービスについて、協働のもとで障がい者の支援に努めます。

2 自立生活を支える基盤づくり

I 相談体制・情報提供の充実

【事業推進の考え方】

障がいのある人が、自らの意志に基づいた生活を送っていくために必要とする各種のサービスを有効に活用していくには、各種サービスの内容を障がいのある人自身が正しく理解し、自らの判断に基づいて選択するのに必要な情報が、必要な時にしかも正確に得られることが必要です。障がいのある人の場合、障がいの内容や程度、生活を送っていくために抱えている問題や困難性がそれぞれに違い、必要とする相談内容も大きく異なるため、これを踏まえた情報提供や相談体制が求められます。障がいのある人の特性に応じて、適切な相談や情報提供が行えるように、相談体制及び情報提供の充実を図ることが必要です。

また、平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、障がい者虐待の防止及び虐待を受けた障がい者の保護のため、都道府県障がい者権利擁護センター、市町村障がい者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に努めるとともに、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うことが求められています。

【アンケート調査結果からの現状】

- 困ったときの主な相談相手は、「同居の家族」が多い中で、障がい別にみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「医師・看護師などの専門職」が約3割と他の障がいに比べて高くなっています。
- 相談したい内容は、「日常生活に関すること」、「福祉サービスの利用に関すること」が上位に挙げられています。
- 現在利用している情報入手手段は、「市の広報や回覧」が約6割となっているほか、「新聞やテレビ・ラジオ」、「家族」が上位に挙げられています。
- 知りたい福祉情報は、「各種福祉サービスや社会保障制度などの内容や利用の仕方について」、「医療に関することについて」が上位に挙げられています。
- 成年後見制度について、療育手帳所持者では利用者は約5%ですが、利用希望者は3割を超えています。日常生活自立支援事業については、障がい別にみると、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者では利用希望者が利用している人も含めて4割を超えています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- 相談業務（事業）に関して、民間事業所への委託も必要だと思う。利用者ニーズをより傾聴できるシステム、相談支援の充実が必要である。聴覚障がい者の相談は手話の相談員だけでなく、医師、補聴器関係、言語聴覚士なども配置するとよい。相談できる専門機関が身近にほしい。
- 自立支援協議会の部会により、事業所間の連携は徐々にできつつあるように思われるが、さらに利用者支援のチームワークが課題。手話通訳、手話のできる人を育てて増やすために定期的な講座の開講や広報が必要です。

【現状と課題】

- 法改正による相談支援事業の再編に対応し、現在の相談支援体制を見直し、特定相談支援事業所の確保や基幹相談支援センターの設置等の検討を行う必要があります。
- 障がいのある人の生活全般にかかる身近な場所での相談支援体制の充実が必要です。
- 発達障がいや高次脳機能障がいにかかる相談体制の充実が必要です。
- 自立支援協議会については、困難事例に対する対応など、様々な障がいに応じた相談支援体制の強化が求められます。
- 医療相談窓口の周知を図るとともに、相談支援事業所との連携を強化し、総合的な相談体制の確立が必要です。

(1) 情報提供の充実



事業	内容
① 情報提供機会の拡充	障がい者が必要とする情報を得ることができるように、「市政のひろば」、「社協だより」のほか、関係機関窓口で、各種サービスや制度等の情報を紹介したパンフレット等の設置や、特に情報を漏れなく周知することが必要なものについては、必要に応じてコミュニティ紙・障がい者団体等が定期的に発行している機関紙等への掲載を依頼し、活用を図ります。
② 情報収集機会の拡充	市役所を訪れることが困難な障がい者について、個々の実情にあった情報提供ができるよう、訪問相談を実施します。また、障がい者の生活全般にわたる各種サービス情報をできるだけわかりやすく提供するため、団体等の要請に基づき地域に出向いて行う出前講座の活用を促進します。
③ コミュニケーション支援体制の充実	視覚障がい者の重要な情報収集手段である点字と音声による広報活動や、点字図書を整備等、側面的な支援を図ります。また、聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段である手話通訳者・要約筆記者の養成に協力するため、手話、要約筆記ボランティア養成講座において、聴覚障がい者、視覚障がい者に対する理解とコミュニケーション手段の紹介など、ボランティア活動としての基礎知識を習得できる場の提供に努めます。

(2) 相談体制の充実



事業	内容
① 総合的な相談支援と相談窓口の連携	障がい者が、保健福祉等のサービスを的確に得られるよう、専門相談窓口との連携を図るとともに、障がい者の個々の状況に応じた的確な支援や、困難ケースに対する保健・医療・福祉等、各種サービスの包括的、一体的な提供を行うため、支援が必要な事例の発生にあわせて、関係者が協議や評価を行うケアマネジメントを推進します。
② 民生委員・児童委員、障がい者相談員活動の充実	民生委員・児童委員や身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、障がい者が抱える悩みや必要としているサービス等の相談に応じることができるように、養成・研修に努めます。
③ ピアカウンセリング*の推進	障がい者団体等と協力して講座などの学習機会や相談の場づくりなどを推進し、自己の経験に基づいて同じ悩みを持つ人に対して助言などを行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを充実するとともに、ピアカウンセラーの育成を支援します。

* ピアカウンセリングとは、同じ障がいのある人同士が対等な立場で話を聞きあい、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けなどの活動。

(3) 権利擁護（成年後見制度等）の推進



事業	内容
①権利擁護（成年後見制度等）に関する相談支援体制の確立	権利擁護に関する相談支援を充実していくため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を含め、権利擁護に関する総合的な相談支援体制の確立を図ります。
②成年後見制度の周知・活用	成年後見制度の周知を図り、制度を活用した権利擁護支援を進めるため、情報提供や相談支援を充実します。
③日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・活用	判断能力に不安がある人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進を、各相談支援機関等と協力して図るとともに、個々のニーズに応じた専門員の配置や生活支援員の養成を進めていきます。
④虐待の早期発見と支援体制の整備	平成23年6月に制定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者（雇用主）などによる障がい者への虐待を予防するための支援体制を整備します。併せて、発見者の通報を受け、適切な対応につなげる仕組みを構築します。

成年後見制度について

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、各種契約や手続きを行うときに、不利な契約を結ばないように法律的に支援し、自己決定を尊重して、その権利や財産を守ることを目的とした制度です。

制度には、既に判断能力が不十分ですぐ後見人等が必要な場合の『法定後見制度』と、将来判断能力が衰えたときの不安に備えたい場合の『任意後見制度』があります。

法定後見制度とは、近親者などが裁判所に対して申立をすることにより、裁判所が本人の判断能力が不十分であることを確認した上で、保護者を選任するという手続きです。法定後見制度の内容としては、3つの制度に分かれ、保護の程度の軽いものから順に、「補助」、「保佐」、「後見」という制度となります。

任意後見制度は、近年の法改正で、新たに認められた制度です。これは将来判断能力が低下したときに保護者を付けたいと希望する人が、予め将来保護者となってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。保護を受ける本人が、保護の任務をする人、その権限を決めておくため、本人の意思が反映、尊重される点が大きなメリットです。

(4) 経済的な自立に向けた支援



事業	内容
①年金、手当等の支援	経済的に自立した生活を送るために、年金・手当の充実に向けて、国や県に要望していきます。また、年金や手当等の支給に関する情報提供や支援を行います。
②医療等の利用負担軽減のための制度の充実	所得が低い人などの医療等の利用者負担の軽減など、諸制度の改善や支援措置の充実を国や県に要望していきます。また、社会参加を促進するために、施設利用等に関する料金の減免措置等を充実していくよう、各方面に働きかけます。
③金銭管理に関する支援の推進	判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止などを支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を促進します。

Ⅱ 保健・医療の充実

【事業推進の考え方】

障がい者福祉を考えるうえで、障がいの原因となる疾病の予防・早期発見が重要となります。そのために、各年代を対象に実施される健康診査等の結果をもとに、必要な者に対し、早期に適切に対応していくことが重要となります。また、障がいが発生・発症した場合には、早くからの医療的な支援やリハビリテーションが重要となります。現在では、障がいの重度化や重複化になることが多く、障がいをできるだけ軽減させることが、その人の自立支援において重要となってきます。

【アンケート調査結果からの現状】

- ・身体障がいの発生原因は、「下肢不自由」、「心臓機能」、「上肢不自由」が上位に挙げられています。
- ・医療機関の受診頻度は、障がい別にみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「月に1回程度」が約5割を占めて、他の障がいに比べて高くなっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- ・現在は医師・看護師・家族にしか認められていない医療的ケアを介護する職員にも行えるよう働きかけてほしい。
- ・発達障がいに関する支援センターが地域に、兼任でなく専任の職員が望ましい。

【現状と課題】

- 医師会との連携を強化し、障がいの発生予防に向けた啓発活動を充実する必要があります。
- 医療機関、保健所等と連携し、精神疾患に関してこころの健康相談などを充実し、通院に結びつけていく必要があります。
- 精神疾患による長期入院患者について、関係機関の連携により、地域での生活へ結びつけていく必要があります。
- 精神障がいは20歳代での発生が多く、社会人となったばかりの成人に対する心の健康づくりを啓発していくことが必要であります。
- 難病医療相談の周知を図る必要があります。

(1) 健康づくりの推進



事業	内容
①主体的な健康づくりの推進	「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、啓発や学習機会の提供を充実していきます。
②保健サービスの充実	健康の維持・増進を図るとともに、二次障がいを予防していくために、健康診査、健康相談、健康教室などの保健サービスの利用を促進するよう、障がい者団体や福祉サービス事業者、医療機関等とも協力しながら、情報提供を行います。
③こころの健康づくりへの支援	障がいのある人のこころの健康づくりのために、各種相談支援の充実を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化



事業	内容
①医療相談窓口の充実	障がいや医療サービス等について、気軽に相談できるよう、医療ソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ります。
②訪問サービスの利用促進	在宅で生活する障がい者が、医師の指示のもとに必要な看護を行う看護師等を派遣する訪問看護ステーションによる訪問看護サービスの利用促進を図ります。
③医療給付の活用推進	障がい者医療・自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）の給付の活用を推進します。

(3) 発達支援の推進



事業	内容
① 障がい児の早期発見・早期療育の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児等の健康診査で乳幼児期での障がいなどを早期に発見し、療育につなげるために、保護者を含め各関係機関との連携を積極的に図ります。障がいや発達に不安がある子どもの保護者等が、障がいについて発達についての理解を深め、ともに取り組んでいけるよう啓発に努めます。
② 発達障がい児等に対する支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、高機能自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどの発達障がいがある子どもやそれらの不安を抱えた家族や関係者等への支援を行います。

Ⅲ 福祉サービスの充実

【事業推進の考え方】

障がいのある人が生まれ育った家庭や地域で安心して生活が送れるよう、居宅介護（ホームヘルプサービス）、同行援護などの訪問系サービス、生活介護、自立訓練、就労移行・就労継続支援、短期入所（ショートステイ）などの日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援などの居住系サービスの充実を図っていきます。

【アンケート調査結果からの現状】

- ・介護者の年齢について全体で「70歳以上」の割合が31.0%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が24.2%。介護にかかる日数は、全体で「毎日」の割合が41.8%と最も高く、次いで「週に2日～3日」の割合が13.6%となっています。
- ・将来の生活場所について、全体で「自宅で家族と一緒に生活したい」の割合が72.5%と最も高く、障がい別にみると、療育手帳所持者では「地域のグループホームやケアホームで生活したい」の割合が9.9%、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「今の施設または病院で生活したい」の割合が14.8%と他の障がいに比べて高くなっています。
- ・サービスの利用希望について、「短期入所」が23.2%と高くなっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- ・支給決定の仕組みについて、障がい程度区分が障がい者の実態に合っていない。
- ・利用者の高齢化、重度化に伴い、生活介護に医療的ケアの必要な利用者が増えています。
- ・緊急時のみならずレスパイト※にも対応できる短期入所（ショートステイ）が必要です。
- ・在宅で暮らしている障がい者は9割と言われ、その介護は60歳以上の高齢の親が担っている。親の老後、亡き後のため、また、夜間の生活を支援するため、基幹施設が必要です。
- ・地域格差が大きいので利用しやすいようにしてほしい。

※ レスパイトとは、介護者に休息を与えるとともに、介護者の社会参加を促進する目的で、在宅の障がいのある人を日中または宿泊で一時的に預かること。

【現状と課題】

- 障がい福祉サービス事業者の不足や地域格差などの問題や、利用者の固定化により新規利用者へのサービス提供が困難になるなど、障がいのある人が必要なサービスを自己選択のもとに利用できるよう事業所の参入促進と各事業所のスキルアップのための研修が求められています。
- 地域で自立した生活を送るため、親の老後、亡き後のため、また、夜間の生活を支援するため、利用者の高齢化、重度化に伴い、医療的ケアの必要な利用者が増えつつあるなど、サービスの充実が求められています。
- 移動支援や同行援護など障がいのある人の外出支援体制の充実が必要です。

(1) 障がい福祉サービスの充実



事業	内容
①生活支援サービスの充実	障がい者の地域で自立した生活を支援するための障がい福祉サービス事業を、広く理解してもらうため、制度の周知を図ります。また、居宅介護（ホームヘルプサービス）、同行援護などの訪問系サービス、生活介護、自立支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（ショートステイ）などの日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援などの居住系サービスの充実を図ります。
②短期レスパイトサービス体制の連携	緊急時に施設に短期間入所できる短期入所（ショートステイ）や一時的な休息のために預かる日中一時支援事業の充実を図り、介護している家族等を支援します。また、障がいのある人の在宅生活を促進するレスパイトサービス体制の充実に向け、各関係機関との連携を図ります。
③補装具の利用促進	義肢・装具・補聴器等、補装具費支給事業の利用促進を図ります。

(2) 地域生活支援事業の充実



事業	内容
①地域生活支援事業の充実	障がい者が地域で自立した生活を支援するための地域生活支援事業を、広く理解してもらうため、制度の周知を図ります。また、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業などサービスの充実を図ります。

3 社会参加の仕組みづくり

I 保育・教育の充実

【事業推進の考え方】

保育園等での障がい児保育に関する内容の一層の充実や、障がいのある児童・生徒に関する相談体制や就学指導の充実が求められています。福祉教育等を通して児童・生徒が障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めることができるよう適切な教育を行うことが必要です。

また、障害者自立支援法が改正され、同時に児童福祉法も改正され、児童デイサービスが平成24年4月から障害者自立支援法から児童福祉法に移行することになります。その移行に伴い、児童デイサービスは障がい児通所支援として、主に就学前の児童を中心とする「児童発達支援」と、学齢期における放課後等支援の「放課後等デイサービス」、保育所等に通う障がい児が集団生活への適応のための支援として「保育所等訪問支援」を創設することになり、障がい児支援の強化が求められています。

【アンケート調査結果からの現状】

- ・就学上の困っていることについて、全体で「放課後・学校休日に遊べる友だちがない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「園や学校が遠い」の割合が28.1%となっています。
- ・卒園・卒業後の希望する進路について、全体で「特別支援学級・特別支援学校などに進学したい」の割合が31.3%と最も高く、次いで「普通の学校・大学・専門学校などに進学したい」の割合が23.4%、「就職したい」の割合が14.1%となっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- ・障がいのある子どもを持つ若い親たちが、当事者団体の活動を知ってもらえる機会がほしい。
- ・保育園・幼稚園等にも担当の職員が充当されてきたが、今後は専門的な知識の向上が必要となっています。
- ・義務教育までは地域での統合教育にしてほしい。各地域に特別支援学校または高等部のクラスの設置をしてほしい。

【現状と課題】

- 特別支援学校や関連機関と連携を密にし、保育士、教職員等が障がいについての理解を深めるための研修を行うなど、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもに対する個別指導の充実が必要です。子どもの障がいを受け入れられない保護者に対する支援についても検討が必要です。
- 長期休業中の児童及び生徒の日中活動の場を確保するため、児童や生徒を受け入れる事業所の不足が問題となっています。

(1) 障がい児保育の充実



事業	内容
①統合保育の推進	障がいのある子どもの入所園の促進と、障がいのない子どもとの統合保育の推進に努めます。
②交流保育の充実	療育施設等を利用している子どもと保育園児等との交流を促進し、障がいのある子どもの成長発達の促進と、障がいのない子どもに福祉の心の醸成を図り、幼児期の交流保育の充実に努めます。
③保育所職員等の障がい児保育に関する研修等の充実	障がい児保育に関する研修や経験等を充実させ、保育所職員等の資質の向上を図ります。

(2) 特別支援教育の充実



事業	内容
①就学指導の充実	障がいのある児童一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者の意向をふまえた適切な就学指導体制の充実を図ります。
②地域の学校での特別支援教育の充実	一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を、各校のコーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画に基づき推進します。そのために、教職員の専門性を高めていくための研修を充実していくとともに、必要に応じて介助員等の配置や教育環境整備に努めます。
③特別支援学校や専門機関等との連携強化	学校での特別支援教育を専門的な見地から支援していくよう、就学指導委員会を通じて特別支援学校との連携を強化します。また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた機能訓練等を行うため、医療機関や専門機関との連携を図ります。さらに、教職員の資質向上のための研修や支援体制の整備を行い、連携強化を図ります。
④放課後や長期休業中の活動の場の確保	障がいのある子どもの放課後や長期休業中の活動の場として、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、一緒に遊んだり、気軽に活動できるように、放課後等デイサービスや日中一時支援事業をはじめとする障がい福祉サービスを充実し、重症心身障がい児の居場所づくりを進めます。

Ⅱ 雇用・就労の促進

【事業推進の考え方】

経済の低迷などから、企業の障がい者雇用状況は厳しくなっていますが、障がい者雇用率（法定雇用率）の達成に向け、関係機関と連携を図りながら、様々な機会を通じて企業に対して障がい者雇用の理解の促進と要望をしていくことが重要です。また、就労を希望しながらも雇用が困難な障がい者に対し、福祉的就労施設で必要な訓練を行い、就労意欲や社会適応能力の向上を図りながら、就労支援を行うことが重要です。

【アンケート調査結果からの現状】

- 現在の就労状況については、「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が全体で50.7%と最も高くなっています。障がい別にみると、療育手帳所持者では「就労継続支援事業所などに通所している」の割合が13.7%、「学校、幼稚園・保育園に通学（通園）している」の割合が21.4%、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「施設・医療機関に入所（入院）している」の割合が19.4%と他の障がい者に比べて高くなっています。
- 障がいのある人の就労を促進するための必要な支援については、全体で「特にない」の割合が20.7%と最も高く、「働きやすい職場環境づくりの指導」の割合が18.7%、「就職先のあっ旋」の割合が18.7%となっています。障がい別にみると、療育手帳所持者では「働きやすい職場環境づくりの指導」の割合が32.4%と他の障がい者に比べて高く、「就職後の支援」の割合が24.7%、「就職先のあっ旋」の割合が24.2%、「就労に関する総合相談」の割合が21.4%となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者では「就労に関する総合相談」の割合が19.4%と他の障がい者に比べて高くなっています。

【現状と課題】

- 市内の企業に対して、障がいに対する理解を普及啓発し、障がいのある人が働きやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 関係機関と連携し、障がいのある人の雇用を促進するための支援体制の構築が必要です。
- 公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行う必要があります。
- 障がい者雇用率（法定雇用率）の達成事業所の拡大に向けて、公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、啓発活動を積極的に行う必要があります。

(1) 一般就労の啓発



事業	内容
① 障がい者雇用の啓発の促進	企業等が持つ障がい者に対する先入観や障がい者雇用に伴う不安を解消するため、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会議所と連携し、障がい者の特性や可能性などについて企業等に情報提供を行い、障がい者雇用について理解を促進します。
② 各種支援制度の周知	就労を希望する障がい者に対し、貸付及び支援制度について、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図り、周知に努めます。
③ 行政機関での障がい者雇用の推進	障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、障がいのある人をその能力と適性に応じ、市職員として雇用します。また、市の業務の一部を障がい者団体等への委託を推進します。
④ 就労に向けた訓練・実習等の充実	企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能など身につけるよう、自立訓練事業や就労移行支援事業を推進します。障がい者トライアル雇用制度や職場適応訓練事業などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を、就労支援を行う機関等と連携して推進します。

(2) 福祉的就労の場の確保



事業	内容
① 就労事業への支援	就労継続支援事業等での生産活動の充実と工賃の確保を図るために、企業等と連携して生産業務の拡大を推進します。就労した人が職場に定着できるよう、企業等と相談支援機関等が連携し、生活面のサポートも含めた継続的な支援を行います。
② 授産製品の販路の確保	生産活動を通して、障がい者ができるだけ多く収入を得られるように、授産製品の各イベントへの出店や常設販売店の開拓、企業等への販売促進を図ります。

Ⅲ 社会参加活動の促進

【事業推進の考え方】

障がいのあるなしにかかわらず、生活の質を高めていくためには、日常生活動作能力（ADL）[※]の向上や就労による経済的自立に加え、スポーツ・レクリエーション・文化活動など多様な活動を通じて人々と交流し、視野を広めていくことが重要です。

【アンケート調査結果からの現状】

- ・余暇・休日・放課後等の過ごし方については、全体で、現在の過ごし方、今後希望する過ごし方ともに「自宅でテレビ・ビデオなどを見て過ごす」の割合が最も高くなっています。また、今後の希望では、現在に比べて「旅行」、「仲間の集まり」が高くなっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- ・一般の人と同じ立場で参加できるように、講演会、説明会、報告会などいろいろな現場に要約筆記をつけてもらえるように、技術や研鑽をはかるとともに、行政との協力、助成が必要です。
- ・スポーツ・レクリエーション活動には、障がいのある人がほとんど参加できていない。しかし、障がいのある人は一般市民と同じように参加したいと望んでおり、後押しがほしい。
- ・市民講演会等の企画に手話通訳がないと、市民と同等に情報を得られないため、手話通訳をつけるなど配慮がほしい。

【現状と課題】

○障がいのある人が障がいのない人と同様にスポーツ・レクリエーション・文化活動に参加できる環境づくり、情報発信の工夫、ボランティア等の人材育成が必要です。

※ 日常生活動作能力（ADL）とは、(Activities of Daily Living) の略で、食事、排せつ、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作のことで、障がい者や高齢者の身体活動能力や障がいの程度を測る上で重要な指標の一つです。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実 ●●●●●

事業	内容
①スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がいのある人が、愛知県障害者スポーツ大会や市が実施するスポーツ・レクリエーション事業に参加しやすい事業の推進を図ります。
②交流・学習の場の充実	障がいのある人が社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めるために、障がいのある人同士が交流や学習を行う機会を充実していくよう、障がい者団体等と協力して推進します。 また、イベント等を企画開催するなかで、手話通訳者や要約筆記者などによる情報保障を行うことで、コミュニケーションの充実を図ります。さらに、事業所や福祉関係団体と、障がいのある人との交流機会を充実するとともに、社会参加や障がい者雇用に結びつくよう支援します。
③人材育成の充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、体育指導委員をはじめ、ボランティア等の人材育成に努めます。

(2) 文化活動の機会の充実 ●●●●●

事業	内容
①生涯学習の推進	障がいのある人の学習ニーズに応え、市が実施する各種講座や講演会に参加しやすいように配慮し、生涯学習の推進を図ります。
②人材育成の充実	障がいのある人の文化活動を促進するため、幅広い視野を持った指導者や活動を支えるボランティア等の人材育成に努めます。

4 安心して安全に暮らせるまちづくり

I 生活環境の整備

【事業推進の考え方】

障がいのある人は、公共施設・公共交通機関やその設備等の構造やコミュニケーション上の理由からサービスを利用できないなどの問題があります。また、障がいのある人があらゆる社会活動へ参加できるようにするため、道路の整備と施設の整備を進めるとともに、市民の助けあい精神の醸成など心理的な障壁（バリア）の解消など、ハード、ソフトの両面から人にやさしい街づくりを進めていきます。

【アンケート調査結果からの現状】

- 将来の住まいの希望は、「自宅で家族と一緒に生活したい」の割合が72.5%と最も高くなっています。住居に対する希望は、障がい別にみると、身体障がい者手帳所持者では「障がい者の住んでいる住宅の改造費を援助する」の割合が30.4%、療育手帳所持者では「グループホーム・ケアホームなどの共同住宅を増やす」の割合が36.3%、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「障がい者が住みやすい公営住宅を増やす」の割合が21.3%と他の障がいに比べて高くなっています。
- 外出する上で困ることとして、障がい別にみると、身体障がい者手帳所持者では「道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない」の割合が10.3%、「歩道が完全に整備されていないため移動しにくい」の割合が10.5%、「障がい者用のトイレが整備されていない」の割合が11.9%と他の障がいに比べてなっています。

【現状と課題】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修を推進する必要があります。
- 公共施設や公共交通における設備などについて、障がいのある人への配慮が一層求められています。
- 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）などの整備を促進し、地域における住まいの供給につなげていくことが必要です。

(1) 住まいの確保



事業	内容
①居住系サービスの充実	地域で自立した生活を送っていくための拠点として、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）などの施設や人材の確保を、福祉サービス事業者等と連携して推進します。
②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	地域で自立した生活を送るため住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民等の理解を得るよう啓発などを行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等の利用を推進していきます。

(2) 施設のバリアフリー化の推進



事業	内容
①道路の整備	「人にやさしい街づくり基本計画」に基づき、目的としている施設、建築物に安全にアクセスできる道路を整備するため、歩車道の分離など安心して歩ける歩行空間を形成し、視覚障がい者用誘導ブロックや段差解消などの道路改修を順次進めます。
②公共施設等の整備	新たに建設する公共施設のバリアフリー化を行うとともに、既設の建築物については、引き続き改修を促進します。
③公園の整備	障がいのある人が利用しやすいように、多目的トイレ、スロープや障がい者用駐車場などのバリアフリーの整備を進めます。

(3) 移動に関する支援の充実



事業	内容
①持続可能な交通体系の構築	社会活動支援及び公共施設利用の利便性の向上を図るため、巡回バスの運行を行います。
②福祉有償運送の充実	地域の交通手段として、福祉有償運送車両等による生活交通の充実に図ります。
③各種助成制度の周知	自動車を運転する身体障がい者を対象として行っている自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成の周知を図ります。 また、障がい者にタクシー料金助成制度等の周知を図ります。

II 防犯・防災・交通安全対策の充実

【事業推進の考え方】

東海地震や東南海地震などが懸念される中で、緊急時や災害時における安全を確保するための体制づくりが大切となっています。また、最近の社会状況において、犯罪が非常に多くなり、障がいのある人が被害者になることも懸念され、こうした防災・防犯に対する備えが重要となります。

【アンケート調査結果からの現状】

- 災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難できるかについては、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が50.7%と最も高くなっています。その理由として、「介助者の手助けが必要」の割合が57.7%と最も高くなっています。
- 災害などの緊急事態に対応しなければならない場合、困ると思うことは、「安全なところまですばやく避難できない」の割合が38.6%と最も高くなっています。障がい別にみると、身体障がい者手帳所持者では「安全なところまですばやく避難できない」の割合が43.4%、療育手帳所持者では「どのように対応すべきか判断できない」の割合が58.8%、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「避難所で、周りの人とうまくコミュニケーションが取れない」の割合が25.8%と他の障がいに比べて高くなっています。
- 災害時要援護者登録台帳については、「要援護者支援台帳を知らない」の割合が66.7%と最も高くなっています。

【ヒアリング調査結果からの現状】

- 災害時に障がい者、介助が必要なお年寄りの家族などを把握した支援体制を考慮してほしい。（具体的な支援方法や障がい者等の家族の行動の明確化、避難場所に洋式トイレ等の必要性）
- 自分が聴覚障がい者であることが周りにわかってもらえず、必要な情報を得られなかったり、周囲とコミュニケーションがうまくいかず、孤立してしまうため、手話通訳や字幕による放送などの対応が必要です。

【現状・課題】

- 災害時要援護者登録台帳への登録を引き続き推進するとともに、災害時要援護者台帳を活用した災害時における具体的支援方法に基づいた防災対策の充実が必要です。
- 災害時の避難所（福祉避難所）における福祉、医療的なケアに配慮し、災害時における連携体制の構築が必要です。
- 地域と連携し、要援護者の防災訓練への参加を促進するなど、要援護者の防災意識を高めていく必要があります。
- 災害時の避難場所確保のため、福祉施設と災害時の協定等について今後も引き続き推進する必要があります。
- 障がい者の安全対策として、引き続き、交通安全に対する周知や消費者相談等の取り組みを啓発していく必要があります。

(1) 防犯・防災対策の整備



事業	内容
①地域防犯・防災体制の整備	<p>地域における住民と警察署による防犯ネットワーク体制の確立に努め、関係機関との連携体制の一層の充実を図ります。</p> <p>また、災害時要援護者の安全を確保するために、「津島市地域防災計画」に基づき、災害時の避難などを明確にしたマニュアルを策定し、地域防災体制の整備を進めます。</p>
②防災訓練・防災講演会の充実	<p>障がいのある人を災害から守るための防災訓練を実施し、地域や障がい者施設等において、防災知識の普及、啓発を行い防災意識の向上を図ります。</p>
③災害時要援護者支援の充実	<p>自主防災会等に地域の災害時要援護者の把握を依頼し、災害時要援護者には台帳への登録を促すなど、災害時要援護者登録台帳の整備を行い、民生委員・児童委員及び関係機関、担当部局と情報共有し、災害時に安否確認等が速やかに把握し、避難誘導できる体制づくりに努めます。</p>
④福祉避難所の整備	<p>大きな災害時において、障がいのある人の二次的な避難所について、福祉施設の受け入れ体制の整備を進めます。</p>

(2) 地域見守り活動の推進



事業	内容
①交通安全教室・啓発活動の充実	<p>障がい者の交通事故を防止するため、交通安全に対する意識向上と交通安全指導の充実を図ります。利用者の家族や介助者に対して交通安全運動の趣旨や障がい者が関係する交通事故の実態を説明するなど交通安全に関する啓発活動を推進します。</p>
②地域の見守り活動の構築・推進	<p>聴覚・言語障がい、知的障がい、精神障がい等、コミュニケーション障がいのある人が、犯罪や事故の被害に遭った時、警察への通報や相談などに困難を伴うため、その解消を図るため、日頃から隣近所での声掛けや見守りを行い、地域の連携による防犯活動を推進します。</p>